

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 給水条例第19条に規定する給水契約の証明に関する事務を水道センター所長に委任することとします。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。